

容器承認に係る審査書

()型, 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)

原規規発第 2012251 号
令和 2 年 12 月 25 日
原子力規制庁

1. 審査の結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「申請者」という。）から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 59 条第 3 項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号。以下「規則」という。）第 21 条第 1 項に基づき申請のあった「容器承認申請書」（令和 2 年 7 月 17 日付け令 02 原機(環境)003（令和 2 年 12 月 16 日付け令 02 原機(環境)008 をもって一部補正）。以下「本申請」という。）について、法第 59 条第 1 項に規定する規則で定める技術上の基準に従って保安のための措置が講じられているか審査した。

審査の結果、本申請は法第 59 条第 1 項の技術上の基準のうち容器に関する基準を満たすものであると認められる。

具体的な内容は以下のとおり。なお、本審査書においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約や言い換え等を行っている。

2. 申請の概要

- (1) 輸送容器の名称

型

- (2) 核燃料輸送物の種類

B U 型輸送物及び核分裂性物質に係る核燃料輸送物

- (3) 承認を受けようとする容器の数

15 基

- (4) 設計承認番号

J / 2 0 1 9 / B (U) F - 9 6 (R e v . 1)

3. 審査の方針

本申請に係る輸送容器については、核燃料輸送物の種類が B U 型輸送物及び核分裂性物質に係る核燃料輸送物であることから、規則第 7 条に定める B U 型輸送物に係る技術上の基準及び規則第 11 条に定める核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準のうち、容器に関する基準に適合していることを確認することとした。

当該輸送容器については、令和2年3月18日付け原規規発第2003112号をもって核燃料輸送物設計承認書の交付を受けており、当該輸送容器の設計及び当該輸送容器で運搬することを予定する核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する確認を終えている。

したがって、本申請の審査においては、当該輸送容器の製作の方法、当該輸送容器が当該輸送容器の設計及び当該輸送容器の製作の方法に従って製作されていること、当該輸送容器が当該輸送容器の設計及び当該輸送容器の製作の方法に適合するよう維持されていること、当該輸送容器に係る品質管理の方法等を確認することとした。

4. 審査の内容

申請者は、核燃料輸送物設計承認書の交付を受けたものと同一の設計仕様で
[] (以下「容器製作者」という。)により既に製作された輸送容器を使用している。

当該輸送容器の製作の方法、当該輸送容器が当該輸送容器の設計及び当該輸送容器の製作の方法に従って製作されていること、当該輸送容器が当該輸送容器の設計及び当該輸送容器の製作の方法に適合するよう維持されていることについては、製作時に容器製作者が適切に製作（製作の方法を含む。以下同じ。）し、維持管理していたことについて確認したとしている。

(1) 容器製作者が輸送容器を適切に製作し、維持管理していたことについて

申請者は、輸送容器製作時に容器製作者が適切に製作し、維持管理していたことについては、申請者自らの品質マネジメントシステムに基づき、品質マネジメント計画を策定し、容器製作者に対して品質監査を行い、当該輸送容器の製作を行った当時の品質保証体制等について確認を行い、品質保証体制及び品質管理に問題がないことを確認したとしている。

具体的には、申請者は当該輸送容器の製作に係る品質監査を令和元年10月から12月にかけて実施し、輸送容器に関する設計、製作、組立、試験、保守及び使用並びに品質記録の整備について、
[]の規制に従い、容器製作者自らの品質保証計画を定めていること及び当該品質保証計画に従って当該輸送容器が製作され、それらの品質記録が整備されていることを確認したとしている。また、当該輸送容器について、容器製作者が製作時に実施した材料検査、寸法検査、溶接検査、外観検査、耐圧検査、気密漏えい検査及び未臨界検査の記録確認により設計承認どおりの除熱性能、遮蔽性能、密封性能及び未臨界性能などの諸要件を満足していることを確認したとしている。なお、伝熱検査については、収納物から発生する崩壊熱は小さく、輸送容器温度は周囲温度と同一になるため、実施していない。

また、当該輸送容器の完成後から申請時までの性能維持に関して、容器製作者が実施した定期自主検査に関する記録の確認を実施したとしている。

(2) 申請者に引き渡された以降における輸送容器の検査及び維持管理について

申請者は、当該輸送容器の保管及び取扱いに関して、申請者の建屋内で保管し、性能を維持するとしており、1年に1回以上（年間の使用回数が10回を超える場合には、使用回数10回ごとに1回以上）、定期自主検査を実施するとしている。

規制庁は、当該輸送容器について、以下を確認したことから、法第59条第1項の技術上の基準（BU型輸送物及び核分裂性物質に係る核燃料輸送物であることから、規則第7条に定めるBU型輸送物に係る技術上の基準及び第11条に定める核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準）のうち容器に関する基準を満たしていると判断する。なお、規則第7条第1号から第6号まで及び第11条第1号から第3号までと申請者が確認した各種検査等との対応関係は、別表のとおり。

- 申請者は、令和2年3月18日付け原規規発第2003112号をもって核燃料輸送物設計承認書（設計承認番号：J/2019/B(U)F-96(Rev.1)）の交付を受けていること。
- 申請者は、自らの品質マネジメントシステムに基づき品質マネジメント計画を策定し、容器製作者に対して品質監査を行い、当該輸送容器について設計、製作、組立、試験、保守及び使用並びに品質記録の整備等に関する品質保証体制及び品質管理に問題がないことを確認していること。
- 申請者は、当該輸送容器に対して、容器製作者が製作時に実施した材料検査、寸法検査、外観検査、溶接検査、耐圧検査、気密漏えい検査及び未臨界検査の記録を確認し、設計承認及び本申請書に定めた製作の方法どおり製作されていることを確認していること。
- 申請者は、当該輸送容器の完成後から申請時までの性能維持に関して、容器製作者の定期自主検査記録により、性能が維持されていることを確認していること。
- 申請者は、当該輸送容器は申請者の建屋内で保管し、性能を維持するとしており、定期自主検査を実施するとしていること。

5. その他

原子力規制委員会は、容器承認書交付後の当該輸送容器を使用した核燃料輸送物の運搬においては、運搬する当該核燃料物質及び当該核燃料物質を当該輸送容器に収納した核燃料輸送物の発送前の点検（外観検査、気密漏えい検査、線量当量率検査、未臨界検査、重量検査、収納物検査及び表面密度検査）について確認することとなる。

別表 規則第7条及び第11条と申請者が確認した各種検査等との対応関係

関係する規則	技術上の基準	申請者が確認した各種検査項目						
		材料検査	寸法検査	溶接検査	外観検査	耐圧検査	気密漏えい検査	未臨界検査
規則第7条本文	BU型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。							
規則第7条第1号	第5条第1号から第3号まで、第4号本文、第5号、第6号口、第7号及び第8号並びに前条第5号本文に定める基準							
規則第5条第1号	前条第1号から第5号まで、第8号及び第10号に定める基準							
規則第4条第1号	容易に、かつ、安全に取扱うことができること。	○	○	○	○			
規則第4条第2号	運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。	○	○	○	○	○		
規則第4条第3号	表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。	○	○	○	○			
規則第4条第4号	材料相互の間及び材料と収納される核燃料物質等との間で危険な物理的作用又は化学反応の生じるおそれがないこと。	○	○	○	○			
規則第4条第5号	弁が誤って操作されないような措置が講じられていること。	該当せず (本輸送物は弁を有さない)						
規則第4条第8号	表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度（以下「表面密度限度」という。）を超えないこと。	該当せず (発送前の点検にて確認)						
規則第4条第10号	核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納されていないこと。	該当せず (発送前の点検にて確認)						
規則第5条第2号	外接する直方体の各辺が10cm以上であること。		○		○			
規則第5条第3号	みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。	○	○	○	○			
規則第5条第4号本文	構成部品は、摂氏零下40度から摂氏70度までの温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。	○	○	○	○	○		
規則第5条第5号	周囲の圧力を60kPaとした場合に、放射性物質の漏えいがないこと。	○	○	○	○	○	○	

関係する規則	技術上の基準	申請者が確認した各種検査項目						
		材料検査	寸法検査	溶接検査	外観検査	耐圧検査	気密漏えい検査	未臨界検査
規則第5条第6号	液体状の核燃料物質等が収納されている場合には、次に掲げる要件(略)に適合すること。	該当せず (本輸送物には液体の核燃料物質は収納されない)						
規則第5条第7号	表面における最大線量当量率が2mSv/hを超えないこと。	○	○	○	○			
規則第5条第8号	表面から1m離れた位置における最大線量当量率が100μSv/hを超えないこと。	○	○	○	○			
規則第6条第5号本文	原子力規制委員会の定める量を超える量の放射能を有する核燃料物質等が収納されている核燃料輸送物にあっては、原子力規制委員会の定める試験条件の下に置くこととした場合に、密封装置の破損のないこと。	該当せず (本輸送物には原子力規制委員会の定める量を超える量の放射能を有する核燃料物質等が収納されない)						
規則第7条第2号	原子力規制委員会の定めるB U型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、前条第2号イからニまでに定める要件に適合すること。							
規則第6条第2号イ	前条第9号口の要件							
規則第5条第9号口	表面における最大線量当量率が著しく増加せず、かつ、2mSv/hを超えないこと。	○	○	○	○			
規則第6条第2号ロ	放射性物質の1時間当たりの漏えい量が原子力規制委員会の定める量を超えないこと。	○	○	○	○		○	
規則第6条第2号ハ	表面の温度が日陰において摂氏50度(専用積載として運搬する核燃料輸送物にあっては、輸送中人が容易に近づくことができる表面(その表面に近接防止枠を設ける核燃料輸送物にあっては、当該近接防止枠の表面)において摂氏85度)を超えないこと。	○	○	○	○			
規則第6条第2号ニ	表面の放射性物質の密度が表面密度限度を超えないこと。	○	○	○	○		○	
規則第7条第3号	原子力規制委員会の定めるB U型輸送物に係る特別の試験条件の下に置くこととした場合に、前条第3号イ及びロに定める要件に適合すること。							
規則第6条第3号イ	表面から1m離れた位置における最大線量当量率が10mSv/hを超えないこと。							

関係する規則	技術上の基準	申請者が確認した各種検査項目						
		材料検査	寸法検査	溶接検査	外観検査	耐圧検査	気密漏えい検査	未臨界検査
規則第6条第3号口	放射性物質の1週間当たりの漏えい量が原子力規制委員会の定める量を超えないこと。	○	○	○	○		○	
規則第7条第4号	摂氏零下40度から摂氏38度までの周囲の温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。	○	○	○	○	○		
規則第7条第5号	フィルタ又は機械的冷却装置を用いなくとも内部の気体のろ過又は核燃料物質等の冷却が行われる構造であること。	○	○	○	○			
規則第7条第6号	最高使用圧力(運搬中に予想される周囲の温度及び日光の直射の条件の下で、排気、冷却その他の特別な措置を採らない場合に、1年間に核燃料輸送物の密閉装置内に生じる気体の最大圧力(ゲージ圧力をいう。)が700kPaを超えないこと。	○	○	○	○			
規則第11条本文	第4条第9号に規定する核分裂性物質を第3条の規定により核燃料輸送物として運搬する場合には、当該核分裂性物質に係る核燃料輸送物(原子力規制委員会の定めるものを除く。以下「核分裂性輸送物」という。)は、輸送中において臨界に達しないものであるほか、次の各号に掲げる技術上の基準に適合するものでなければならない。	○	○	○	○			○
規則第11条第1号	原子力規制委員会の定める核分裂性輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。							
規則第11条第1号イ	容器の構造部に一辺10cmの立方体を包含するようなくぼみが生じないこと。	○	○	○	○			
規則第11条第1号ロ	外接する直方体の各辺が10cm以上であること。	○	○	○	○			
規則第11条第2号本文	次のいずれの場合にも臨界に達しないこと。							
規則第11条第2号イ	原子力規制委員会の定める孤立系の条件の下に置くこととした場合	○	○	○	○			○

関係する規則	技術上の基準	申請者が確認した各種検査項目						
		材料検査	寸法検査	溶接検査	外観検査	耐圧検査	気密漏えい検査	未臨界検査
規則第11条第2号ロ	原子力規制委員会の定める核分裂性輸送物に係る一般の試験条件の下に置いたものを原子力規制委員会の定める孤立系の条件の下に置くこととした場合	○	○	○	○			○
規則第11条第2号ハ	原子力規制委員会の定める核分裂性輸送物に係る特別の試験条件の下に置いたものを原子力規制委員会の定める孤立系の条件の下に置くこととした場合	○	○	○	○			○
規則第11条第2号ニ	当該核分裂性輸送物と同一のものであって原子力規制委員会の定める核分裂性輸送物に係る一般の試験条件の下に置いたものを、原子力規制委員会の定める配列系の条件の下で、かつ、当該核分裂性輸送物相互の間が最大の中性子増倍率になるような状態で、当該核分裂性輸送物の輸送制限個数の5倍に相当する個数積載することとした場合	○	○	○	○			○
規則第11条第2号ホ	当該核分裂性輸送物と同一のものであって原子力規制委員会の定める核分裂性輸送物に係る特別の試験条件の下に置いたものを、原子力規制委員会の定める配列系の条件の下で、かつ、当該核分裂性輸送物相互の間が最大の中性子増倍率になるような状態で、輸送制限個数の2倍に相当する個数積載することとした場合	○	○	○	○			○
規則第11条第3号	摂氏零下40度から摂氏38度までの周囲の温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される最も低い温度が特定できる場合は、この限りでない。	○	○	○	○	○		